

帝京大学各学部  
所属長

## 遺伝子組換え生物の取扱および研究課題届出について

平成22年 4月2日

帝京大学遺伝子組換え生物実験安全委員長 西澤 和久  
(医療技術学部臨床検査学科)

平素より遺伝子組換え生物の拡散防止にご協力下さり御礼申し上げます。  
例年通り、平成22年度新規に遺伝子組換え生物を扱う研究や搬入・搬出につ  
きまして、本学安全委員会まで書類を提出して頂くこととなりますので部局内  
の先生方へ周知下さいますようお願いいたします。

なお、多くの部局において遺伝子組換え生物の管理・使用が適正になされて  
いるものと考えますものの、当委員会への届出・拡散防止策導入の遅延など、  
憂慮すべき事例も散見されます。一層、気を引き締めて遺伝子組換え生物使用  
の管理に取り組んでいくべき状況にありますので、ご協力をお願いいたします。  
下記の注意事項についても部局内で遺伝子組換え生物を扱うすべての方（非常  
勤職員、大学院生や学生も含む）に周知下さいますようお願いいたします。

### 研究課題提出の様式：

- ・新規課題（様式A）
- ・承認期間を過ぎた課題を継続する場合（様式B）
- ・遺伝子組換え生物の学外からの搬入（様式C）
- ・遺伝子組換え生物の学外への搬出（様式D）
- ・同じ研究課題の中で別の遺伝子組換え生物を使用する場合（別途応相談）

### 様式・解説の請求先、様式の提出先：

様式は医学部庶務HP (<http://www.med.teikyo-u.ac.jp/~shomu/>) からダウンロードしメール  
添付にて提出下さい。随時受け付けます。省力化のためメール添付での提出に限定させて頂きま  
すことをご了承願います。

問合せ・提出先：医学部事務部 [shomu@med.teikyo-u.ac.jp](mailto:shomu@med.teikyo-u.ac.jp)

### (注意事項)

1. 拡散防止に配慮せず組み換え生物を使用することは法令で禁止されてお  
り、法令に基づく命令に従わない場合、1年以下の懲役または100万以下  
の罰金が科せられることがある。
2. 組換え大腸菌等を廃棄する前に、高圧滅菌などによる滅菌処理が必要で  
ある。

3. 学外のみならず学内であっても、研究グループ間で組換え生物を譲渡・譲受する場合は当安全委員会まで連絡すること。
4. 遺伝子組換えマウスがケースを食い破って逃亡する可能性に十分留意すること。
5. 当安全委員会から承認番号・承認期間が通知されるまでは、当該研究を開始しないこと。

(参考)

「遺伝子組換え生物」とは「トランスジェニック動植物（ノックアウトを含む）、他の生物の遺伝子を含む微生物、組換えウイルス（非増殖型ベクターを含む）、人工的に細胞融合した生物など」を意味します。一方、「個体に分化する能力のない動物培養細胞（たとえばHela, 3T3, CHO, COS, 293細胞など）」は生物ではないとされており、これらを利用してDNA安定発現株を作成する場合は安全委員会に届ける必要はありません。もちろん裸のDNAやRNAは（どのように配列を改変しても）生物ではありません。

なお、遺伝子組換え動物使用の場合、遺伝子図などの資料を添付頂くことになります。

以 上